

諮問日：平成29年3月27日（平成28年度（最情）諮問第39号）

答申日：平成29年6月9日（平成29年度（最情）答申第9号）

件名：裁判所が、市民後見人に対し、民法714条1項に基づく監督義務者の損害賠償責任をどのように説明することになっているかが分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「裁判所が、市民後見人に対し、民法714条1項に基づく監督義務者の損害賠償責任をどのように説明することになっているかが分かる文書」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「裁判所が、市民後見人に対し、後見業務に関する損害賠償責任保険への加入を勧奨するために使用している文書」（以下、「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書はいずれも作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年2月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

市民後見人を含む成年後見人の民法714条1項に基づく損害賠償責任に関する説明について、最高裁判所において統一的な運用を定めたことはなく、最

高裁判所はこれに関連した文書を作成又は取得していない。

また、家庭裁判所は、市民後見人を含めた成年後見人等を選任し、監督する権限を有するが、市民後見人に対し、後見業務において生じた事故等に対応する保険への加入を勧奨する立場にはなく、最高裁判所は、これを勧奨するための文書を作成又は取得していない。

よって、本件各開示申出文書をいずれも作成し、又は取得しておらず、不開示とした原判断は、相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月21日 審議
- ④ 同年6月9日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出文書1について

本件開示申出文書1は、「裁判所が、市民後見人に対し、民法714条1項に基づく監督義務者の損害賠償責任をどのように説明することになっているかが分かる文書」であるところ、最高裁判所事務総長の説明は、市民後見人を含む成年後見人の民法714条1項に基づく損害賠償責任に関する説明について、最高裁判所において統一的な運用を定めたことはなく、最高裁判所はこれに関連した文書を作成又は取得していないというものである。

上記の説明につき検討すると、市民後見人を含む成年後見人の民法714条1項に基づく損害賠償責任に関する説明について、最高裁判所において統一的な運用を定めなければならない必要性があるとは認められず、最高裁判所においてこれを定めていることをうかがわせる事情も認められないことからすれば、最高裁判所において統一的な運用を定めたことはなく、これに関連した文書を

作成し、又は取得していないという上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書 1 を保有していないと認められる。

## 2 本件開示申出文書 2 について

次に、本件開示申出文書 2 は、「裁判所が、市民後見人に対し、後見業務に関する損害賠償責任保険への加入を勧奨するために使用している文書」であるところ、最高裁判所事務総長の説明は、家庭裁判所は、市民後見人に対して後見業務において生じた事故等に対応する保険への加入を勧奨する立場にはなく、最高裁判所は、これを勧奨するための文書を作成又は取得していないというものである。

上記の説明につき検討すると、家庭裁判所が市民後見人を含む成年後見人を選任し、監督する権限を有するからといって、家庭裁判所において、市民後見人に対し、後見業務に関する損害賠償責任保険への加入を勧奨すべき立場にあるということとはできないし、そのほかに家庭裁判所がこれを勧奨していることをうかがわせる事情も認められないことからすれば、最高裁判所においてこれを勧奨するための文書を作成し、又は取得していないという上記説明の内容は、不合理とはいえない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書 2 を保有していないと認められる。

## 3 結論

以上のとおりであるから、本件各開示申出文書はいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において本件各開示申出文書をいずれも保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

委 員 長            高   橋            滋

委        員            久   保            潔

委        員            門   口   正   人